

労務 ROAD

■月額変更届の特例について

新型コロナウイルスの影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について一定の条件に該当する場合は健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を特例により翌月から改定可能です。但し、9月以降は原則定時決定により決定された標準報酬月額になります。

(例)

通常	4月から休業手当が支払われた場合	7月 (報酬が下がった 4箇月目 に改定)
★特例		5月 (報酬が下がった 翌月 に改定可能)

【対象となる方】

次の全てに該当する方が対象です。

- **新型コロナウイルスの影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月～7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方**
- **著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1箇月分）が既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方**
※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象
- 特例措置による改定内容に**本人が書面により同意をしている**
※改定後の標準報酬月額に基づき傷病手当金・出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。

【対象となる保険料】

令和2年4月～7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の**令和2年5月～8月分保険料が対象**となります。
※令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。
遡及しての申請も可能ですが、速やかな提出が必須です。

申立書や記載例をご確認いただき、手続きが必要な事業所様はご相談ください。

【日本年金機構 より】

■失業等給付の給付制限期間が2箇月に短縮されます

令和2年10月1日以降に離職された方は、自己都合により退職した場合であっても、**5年間のうち2回までは給付制限期間が2箇月**となります。
3回目の離職以降は、その離職から遡って5年間に2回以上の自己都合による離職があるかを確認します。

※令和2年9月30日までに自己都合により退職された方の給付制限期間は、これまで同様3箇月となります。
また、令和2年10月1日以降の離職に係る給付制限期間に影響はありません。

※自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限期間は、これまで同様3箇月となります。

【厚生労働省 より】

VOL.703
(2007-1)



社会保険労務士法人アイデア

(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪府中央区久太郎町
1-9-26 船場 ISビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集担当：君野・黒瀬・茅原

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

いよいよ7月を迎えましたね。
2020年の半分が終わってしまったと考えると今年はコロナの影響により、自粛をしていたので春がなく一気に夏が来た気分です。春に着ようと思っていたブラウスもあつという間に暑くなり役目を果たせず…。来年まで大事にとっておこうと思います。(君野)

7月 労務スケジュール

- ・ 算定基礎届の提出
(7/1～7/10)
- ・ 労働保険年度更新準備
(申告：6/1～8/31)
- ・ 高年齢者・障害者雇用状況報告書の提出
(申告：～8/31 まで延長)